

## 別表第1（第5条関係）

（平30告示100・一部改正）

補助項目	補助事業者の住所地	補助金の額
住所地から指宿市までの交通費	熊本県又は宮崎県	2,500円
	福岡県，佐賀県，長崎県又は大分県	5,000円
	鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県，香川県，徳島県，愛媛県又は高知県	7,500円
	三重県，滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県又は沖縄県	10,000円
	新潟県，富山県，石川県，福井県，山梨県，長野県，岐阜県，静岡県又は愛知県	12,500円
	茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都又は神奈川県	15,000円
	青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県又は福島県	17,500円
	北海道その他の居住地	20,000円
指宿市内での滞在費	鹿児島県外	1泊につき
		2,500円